

第 10 次

# 長岡市交通安全計画

長岡市交通安全対策会議



# ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な促進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定されました。

これに基づき、本市においても昭和 46 年以降、国の交通安全基本計画及び新潟県の交通安全基本計画に基づき 9 次にわたる交通安全計画を作成し、市、県、国の行政機関、関係民間団体などが一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、平成 19 年に 1,355 件であった交通事故発生件数が、平成 28 年は 568 件と 10 年間で 4 割程度にまで減少しました。

これは、市、県、国、関係団体のみならず、市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられます。

しかしながら、未だに交通事故による年間の死傷者数は 700 人となっているほか、少子高齢社会の進展に伴い、運転免許保有者数や自動車保有台数といった自動車交通の成長と拡大は、量的な面では頭打ちになるとみられるものの、加齢に伴う身体機能の衰えによる危険な高齢ドライバーの増加など、不安要因の拡大も懸念されています。

交通事故の防止は、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指してハードとソフトが一体となった、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を推進すると同時に、問題が顕在してからの対応でなく、問題発生を前もって防ぐことを重視した施策展開がより一層強く求められています。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この交通安全計画に基づき、市、県、及び国の関係行政機関においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施します。

平成 29 年 3 月

長岡市交通安全対策会議

# 目 次

計画の基本的な考え方	4
第1章 道路交通事故の推移と現状等	6
1 交通事故の推移	6
(1) 長岡市内	6
(2) 新潟県内	6
(3) 全国	6
2 長岡市における交通事故の現状	7
3 道路交通を取り巻く状況の展望	7
第2章 交通安全計画における課題と目標	8
1 交通安全計画における課題	8
(1) 高齢者及び子どもの安全対策	8
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	8
(3) 生活道路における環境整備	9
2 交通安全計画における目標	10
第3章 今後の施策	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 道路等の整備	11
(2) 交通安全施設等整備事業の促進	12
(3) 災害に備えた道路交通環境の整備	13
(4) 公共交通ネットワークの維持・充実	13
(5) 総合的な駐車対策の推進	14
2 交通安全思想の普及啓発	15
(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
(2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
(3) 地域社会における交通安全意識の高揚	18
3 安全運転の確保	19
(1) 運転者教育等の充実	19
(2) 道路交通に関する情報の充実	20
4 道路交通秩序の維持	22
(1) 交通の指導取締りの強化	22
(2) 駐車秩序の確立	23
(3) 交通規制の推進	23
5 救助・救急体制の整備	25
(1) 救助・救急体制の整備	25

(2)	救急医療体制の整備	25
(3)	鉄道の救助・救急体制の整備	25
6	交通事故被害者の救済対策	26
(1)	交通災害共済事業の推進	26
(2)	交通事故相談所の活用	26
(3)	交通遺児対策の充実	26
(4)	自転車の損害賠償保険等の加入促進	26
7	踏切道における交通の安全	27
(1)	踏切道における事故防止対策及び交通規制の実施	27
(2)	踏切道の交通安全啓発活動	27

#### 参考資料

	交通安全対策基本法（抄）	31
	長岡市交通安全条例	32
	長岡市交通安全対策会議条例	34
	長岡市交通安全対策会議運営規程	35

# 計画の基本的な考え方

## 第1 基本理念

### 1 超高齢社会を踏まえた安全安心の確保

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えています。長岡市においてもその傾向は同様であり、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動できるような交通社会の形成が必要です。

高齢者は加齢により活動範囲が異なることから、その視点で生活実態を踏まえたきめ細やかな交通安全対策が必要であり、特に、高齢者が主として歩行及び自転車、電動車いす等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければなりません。

### 2 雪国の特性に配慮した安全で快適な生活道路の整備

生活道路は市民生活を支える最も身近な都市基盤です。現在長岡市では、関越・北陸自動車道や主要な国道などの広域交通体系は充実しています。生活道路については今後も必要に応じて整備が必要であり、特に通学路や公共施設へ通じる道路の安全対策が重要な課題となっています。

全国的にも、生活道路を含めた市町村道等の道路における交通死亡事故件数の推移をみると、全死亡事故件数の減少傾向と比較して穏やかな減少傾向となっています。生活道路の全死亡事故件数に占める割合は増加傾向であり、雪国の特性に配慮した安全で快適な生活道路の整備を進めることが重要です。

### 3 市民との協働による交通安全まちづくり

交通事故のない社会は、長く困難な道のりではありますが、悲惨な交通事故の防止に向けて、今、新たな一歩を踏み出さなければなりません。

長岡市では、地域のさまざまな課題に対して市民と行政が役割を分担し、解決に向け支えあって取り組む、協働のまちづくりを実践しています。

交通事故のない安全で安心なまちづくりにおいても、コミュニティを構成する住民や地域団体、企業等が地域の課題の解決を共通の目標として掲げ、地域住民を主体として関係機関、長岡市が力を合わせ、地域力と組織力で総合的な対策を推進することが求められています。

交通安全対策を実効あるものとするには、地域住民が自ら安全な交通社会を構築していこうとする前向きな意識が不可欠であり、そのため、計画の策定や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなど、地域や住民の主体性を重視する取り組みが必要です。

## 第2 計画の期間

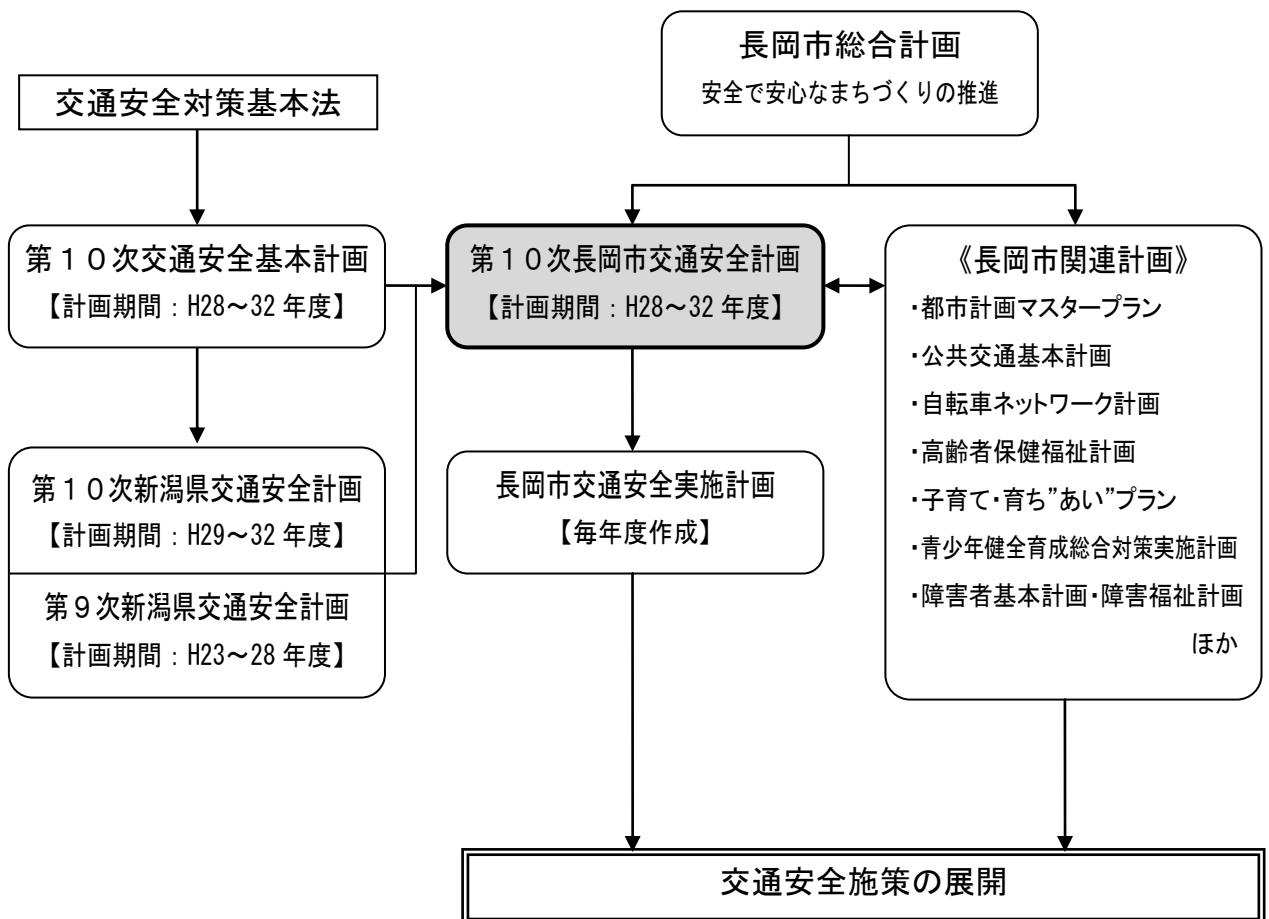
この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、年度ごとの具体的な事業計画については、毎年度この計画に基づき「長岡市交通安全実施計画」を策定します。

※なお、平成28年度については計画の策定期間と位置づけ、「第10次新潟県交通安全計画」（計画期間：平成29～32年度）との整合性を図りつつ、実際の実施期間としては平成29年度以降とするものです。

## 第3 計画の位置づけ

この計画は、交通安全対策基本法に基づく総合的な交通安全対策を推進するための基本的な考えと施策の方向性を示した計画であり、「第10次交通安全基本計画」に基づき作成したものです。

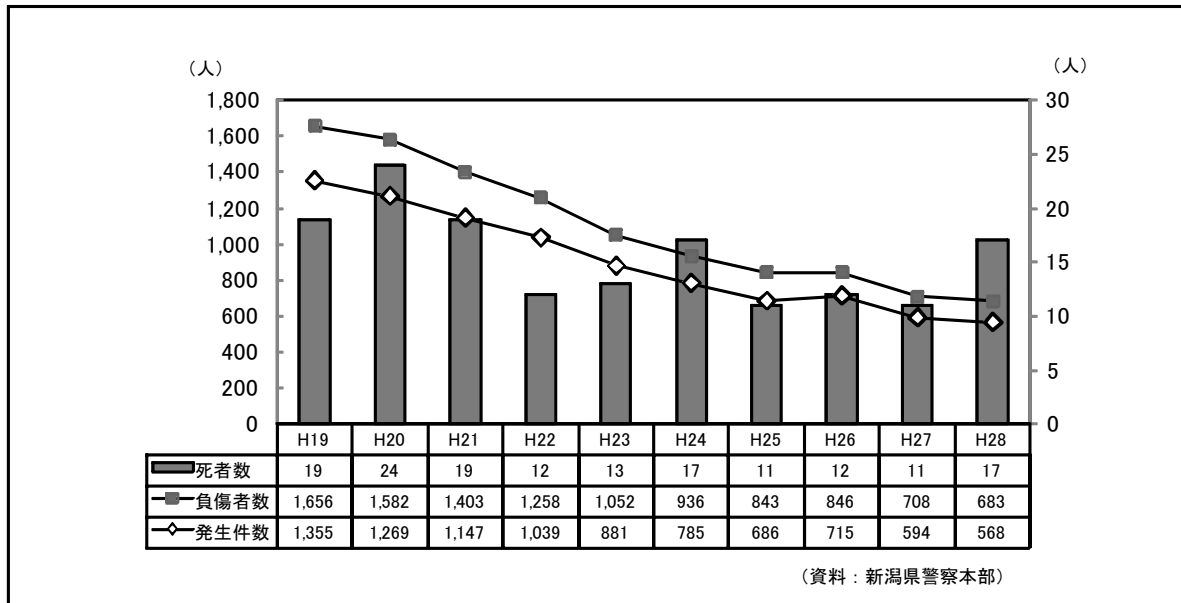
また、長岡市総合計画に掲げる交通安全に係る施策を推進するものであるとともに、国や県の交通安全計画、市の関連計画との整合性を図りながら、市のみならず関係機関や団体が一体となって施策を展開するための指針となるものです。



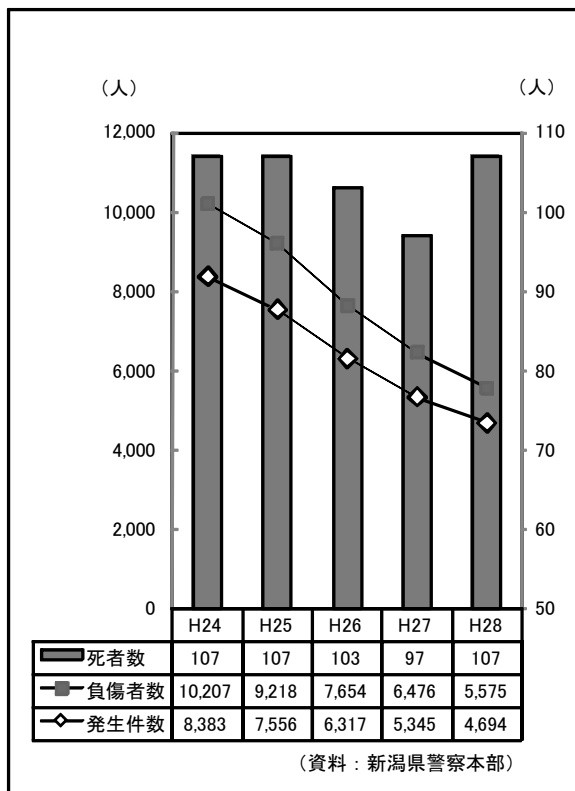
# 第1章 道路交通事故の推移と現状等

## 1 交通事故の推移

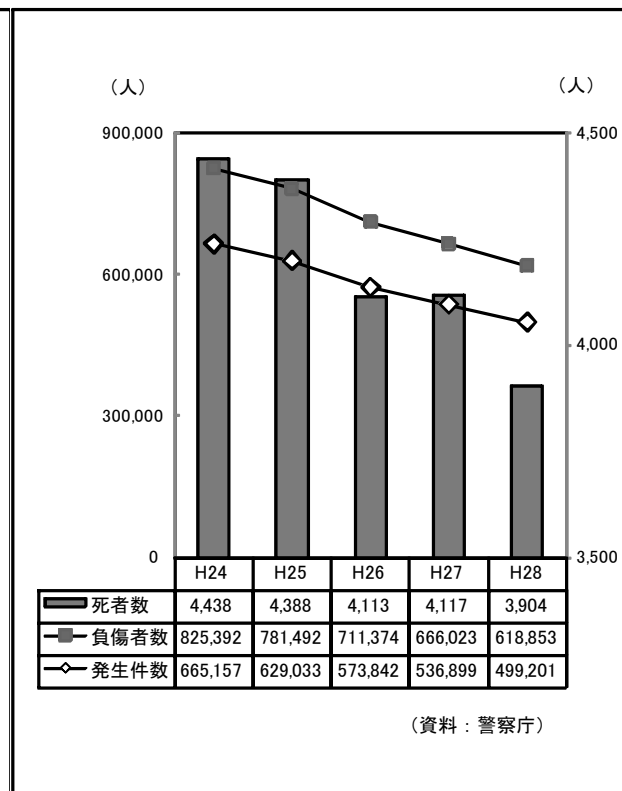
### (1) 長岡市内 (10年間の推移)



### (2) 新潟県内 (5年間の推移)



### (3) 全国 (5年間の推移)

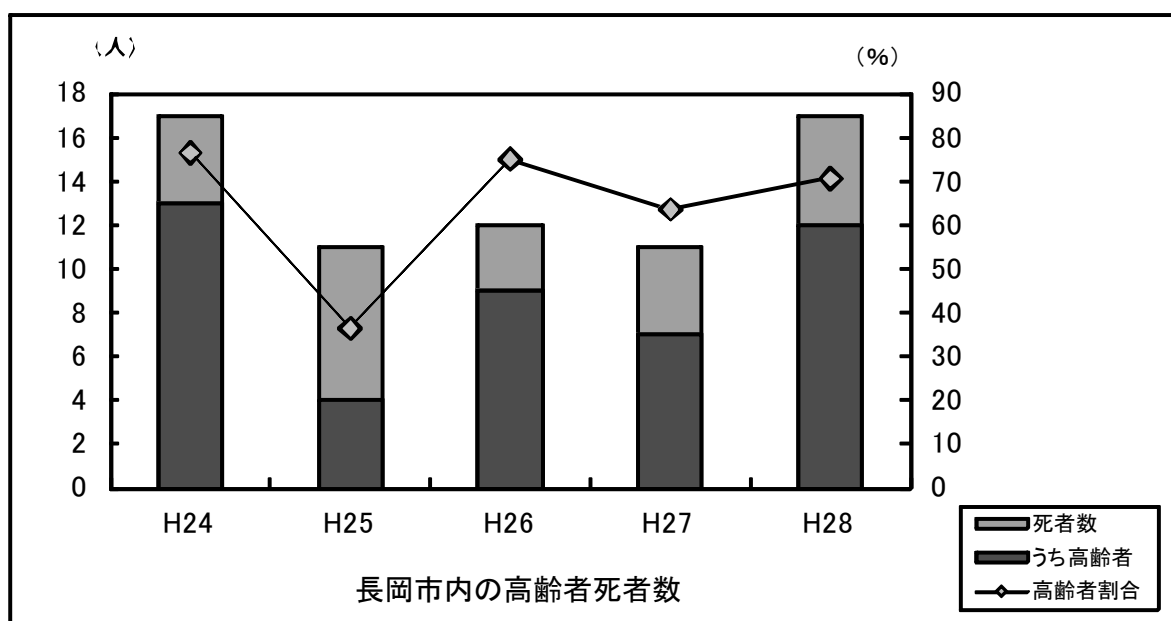




## 2 長岡市における交通事故の現状

長岡市における交通事故の発生状況は年々減少しており、平成 28 年は発生件数 568 件、負傷者数 683 人で、平成 19 年の発生件数 1,355 件、負傷者数 1,656 人と比較して、それぞれ 4 割程度となっています。

しかしながら、死者数は高水準で推移しており、特に高齢者の占める割合が 70% を超える年もあるなど、予断を許さない状況にあります。



## 3 道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行キロなど量的な成長と拡大は頭打ちにあるものの、平成 25 年 11 月には、長岡東西道路（フェニックス大橋）及び左岸バイパスの一部供用が開始されたほか、今後も長岡北スマートインターチェンジの供用など、各地域や隣接市町村の中心部から、都心地区又は高速道路のインターチェンジへ 30 分以内にアクセス可能な道路環境の整備を進めており、これらの整備に伴う交通需要の変化が道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

## 第2章 交通安全計画における課題と目標

### 1 交通安全計画における課題

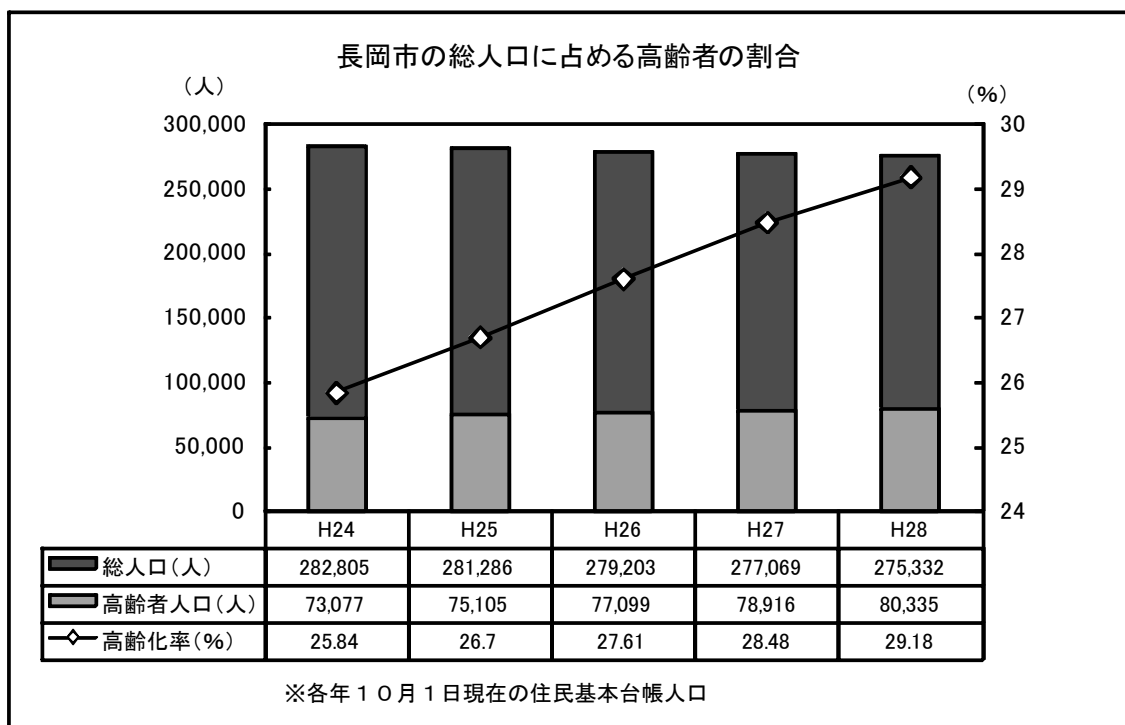
#### (1) 高齢者及び子どもの安全対策

長岡市における65歳以上の高齢者の人口は、平成28年10月1日現在、80,335人ですが、本計画の終了年次である平成32年には約82,900人、市の人口に占める割合も約30%になると予測されています。

高齢者の交通安全対策については、超高齢社会への移行という視点から諸対策を推進する必要があり、計画の目標を達成するためには、65歳以上の高齢者に対する交通安全対策が鍵を握っており、歩行者・自転車利用者としての高齢者、自動車運転者としての高齢者など、交通モードの相違に着目した計画が重要となります。

また、冬期間においては、積雪や凍結等により道路や歩道の円滑な通行に支障が生じやすく、特に都市部においては除雪にとまなう堆雪スペースが不足しがちで、歩行スペースの確保等が困難になっています。

このため、児童等が利用する通学路などの歩道除雪や消融雪施設の整備等を進め、安全で快適な空間の確保が必要です。



#### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

過去5年間の長岡市における交通事故の発生状況を見ると、交通事故死者数に占める歩行者の割合が約半数と高水準で推移しているほか、歩行者事故の約4割を高齢者が占めています。

安全で安心な交通社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者との衝突では加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要があります。自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保が求められています。

また、自転車利用者は、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育の充実を図る必要があります。

### **(3) 生活道路における環境整備**

長岡市では、市道における交通事故が約半数を占めており、地域住民に身近で日常生活に利用される生活道路における環境整備が、交通事故減少の大きな要素となっています。

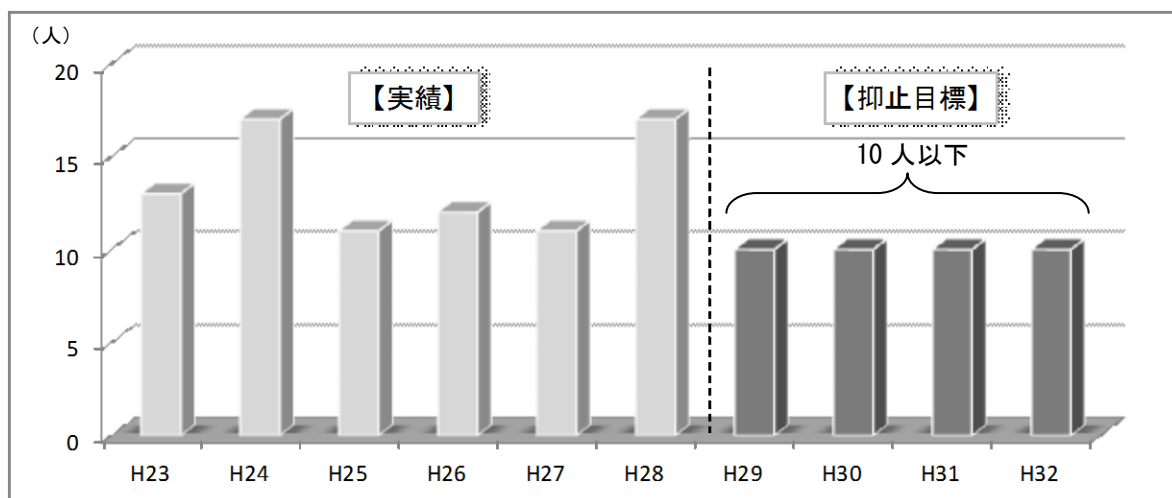
今後は生活道路において、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じます。幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するため、交通安全対策及び交通流の円滑化の推進、高齢者や身体障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するための歩行空間のバリアフリー化などの整備が必要です。

## 2 交通安全計画における目標

### ○ 計画期間中、年間交通事故死者数を 10 人以下とすることを目指します。

第9次長岡市交通安全計画では、「計画期間中、年間交通事故死者数を 10 人以下とする」ことを目標に掲げ、各種交通安全施策を推進してきましたが、残念ながら目標を達成することはできませんでした。

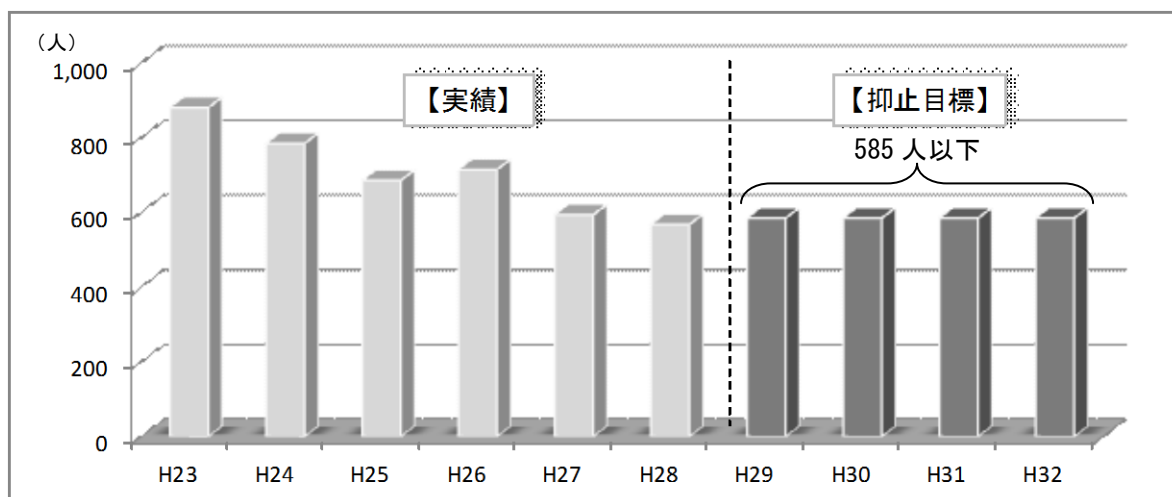
言うまでもなく、交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、市民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標ですが、一朝一夕に達成することは困難であると考えられることから、引き続き、年間死者数 10 人を抑止目標数値とし、毎年 10 人以下にすることを目指します。



### ○ 計画期間中、年間交通事故発生件数を 585 件以下とすることを目指します。

第9次長岡市交通安全計画では、「計画期間中、年間交通事故発生件数を 1,010 件以下とする」ことを目標に掲げ、各種交通安全施策を推進してきましたが、目標を大きく上回り減少させることができました。

引き続き、交通事故の総量減少の定着化を図るため、第9次計画期間（平成 23 年～27 年）の発生件数の平均値 732 件の 20%減少を抑止目標値とし、毎年の交通事故発生件数を 585 件以下とすることを目指します。



## 第3章 今後の施策

### 1 道路交通環境の整備

#### (1) 道路等の整備

##### ① 広域交通ネットワークの整備 [北陸地方整備局、長岡地域振興局、土木部]

ア 都市圏内の広域的な交流、連携の推進や、渋滞発生箇所などの混雑緩和を図るため、既存の高速交通体系と連結するラダー型広域幹線道路網\*の整備を進めます。

※ラダー型広域幹線道路網：信濃川右岸の長岡東バイパス（国道8号、17号）と左岸バイパス（信濃川流域幹線道路）を南北方向の軸とし、信濃川を渡る東西方向幹線と連結することにより形成されるラダー（はしご）型の道路網

イ 各地域や隣接市町村の中心部から、都心地区又は高速道路のインターチェンジに30分以内にアクセス可能な幹線道路の整備を進めます。

ウ 市民の安心、安全に寄与する、市民生活に直結した幹線道路の整備を進めます。

##### ② 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

[警察、北陸地方整備局、長岡地域振興局、土木部]

ア バイパスの整備により生活道路への車の流入を減らすことや歩行空間の整備等により自動車、自転車、歩行者等の分離を推進します。

イ 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、公安委員会と連携して最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン30」の整備を推進するとともに、車両速度を抑制する道路構造の整備を進めます。

ウ 少子高齢化が進むなかで、高齢者、障害者やベビーカー利用者など、誰もが安全に、安心して通行できるバリアフリー化された歩行者空間の整備を進めます。

エ 道路利用者の交通安全や防災面の安全性を高めるため、適切な交通案内誘導標識や危険・注意標識等の一体的な整備を進めます。

##### ③ 自転車利用環境の充実 [交通政策課]

ア 「長岡市自転車ネットワーク計画」に基づき、特に自転車利用者が多い中心市街地と周囲の公共施設等を結ぶ自転車ネットワークを形成し、自転車走行空間を整備することで、歩道における歩行者の安全・安心な歩行空間の確保及び自転車利用者の安全で快適な自転車走行空間の確保を図ります。

イ 安全、安心に自転車や徒歩での移動ができるよう、市街地内の鉄道廃線敷等を活用した自転車歩行者専用道路の整備を検討します。

##### ④ 冬期の道路交通の確保 [北陸地方整備局、長岡地域振興局、土木部]

ア 冬期の道路交通の確保と円滑化を図るため、適時適切な除雪を実施するとともに、地域の状況に応じて消・融雪施設の更新、チェーン着脱場などの施設整備を推進します。

イ 冬期の安全な歩行者空間の確保や、通学路の安全性確保のため、歩道除雪の強化、通学路の歩道消雪パイプ整備、路面凍結防止等の各対策を総合的に取り入れた克雪対策に取り組みます。

## (2) 交通安全施設等整備事業の促進

### ① 事故多発地点対策の推進 [警察、北陸地方整備局、●長岡地域振興局、◎土木部]

ア 自動車交通の安全と円滑を確保するため、事故多発地点のうち緊急度の高い箇所について、詳細な事故分析を行い、これに基づき適切な交通規制を行うとともに、交差点改良や付加車線の整備を、改築事業などにより重点的に実施します。また、道路の構造に応じて、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、道路標識、道路標示、区画線、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を推進します。

イ 道路構造及び交通実態を考え、交通事故が発生する危険性が高い場所に対し、必要がある場合は、関係機関と連携し、交通安全施設整備を行い交通の安全確保を図ります。

ウ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、関係機関と連携し、道路標識・道路標示の高輝度化等の交通安全施設の整備を推進するほか、多発している夜間の死亡事故に対処するため、道路照明・自発光式視線誘導標等の設置を推進します。

### ② バリアフリー化を始めとする歩行空間などの整備

[警察、北陸地方整備局、●長岡地域振興局、◎土木部・教育部]

ア 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険度の高い区間について、改築事業などによる整備と併せて歩道等の整備を重点的に行います。また、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするため、高輝度化や標示板の設置場所の統合・改善を行い、視認性の向上を図ります。

イ 高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道を確保するとともに、道路横断時の安全を確保するため、公安委員会と一体となり、交通安全施設の整備を促進します。

ウ 歩道の整備を進めるとともに、路肩のカラー舗装や防護柵設置等簡易な方法による整備により、安全・安心な歩行空間ネットワークを創出します。特に、児童・幼児の通行を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

エ 教育委員会、警察、道路管理者が連携し、通学路の危険箇所等を調査・情報共有しながら、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童・生徒が安心して通学できる歩行空間の確保を実現します。

オ 農村地域や住宅密集地の通勤・通学路等生活道路における用排水路転落事故を防止するため、施設管理者と協力しながら転落防止用フェンス、転落防止兼用ガードレール及び蓋等の安全施設を整備します。

### ③ 円滑・快適で安全な道路交通の確保 [警察、北陸地方整備局]

ア 安全で円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携し、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報の収集と提供機能の高度化を図るとともに、幹線道路においては交通流・量の変動に対応した集中制御化等の信号

制御の高度化を図ります。

イ 幹線道路において交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応するため、公安委員会と連携し、信号機の高度化などを図ります。

### (3) 災害に備えた道路交通環境の整備

#### ① 災害時の道路交通確保 [北陸地方整備局、●長岡地域振興局、㊦土木部]

地震、豪雨、豪雪等の災害発生時には、救援活動や物資輸送等を行うことができるように、事前に指定された緊急輸送道路を迅速に確保します。

#### ② 災害時の道路安全確保のための安全設備・施設の整備

[警察、北陸地方整備局、●長岡地域振興局、㊦土木部]

災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、停電に備えた信号機の電源付加装置や交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の交通管理施設を整備するとともにマスメディアを活用した緊急情報伝達システムを導入します。また、安全性が確保できない時に備え、通行止めなどの交通規制を迅速かつ効果的に実施するための資機材の整備を推進します。

#### ③ 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備・強化

[警察、北陸地方整備局、●長岡地域振興局、㊦土木部]

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供するために、より体制整備を強化します。

#### ④ 災害に強いアクセス道路の整備 [北陸地方整備局、●長岡地域振興局、㊦土木部]

ア 道路交通の危険箇所について、落石や雪崩、地吹雪防止のための施設整備など防災対策を促進します。

イ 災害時に集落が孤立せず住民が必要に応じ避難できるよう、交通網の多重化や代替道路にも配慮した災害に強い集落へのアクセス道路の整備を推進します。

### (4) 公共交通ネットワークの維持・充実

#### ① 公共交通機関の利用促進 [㊦交通政策課]

ア 市民・交通事業者・行政の三者が連携・協働して「持続可能な公共交通の実現」に取り組みます。

イ 現在のバス路線を堅持しつつ、地域住民や観光客などの来訪者にとって利用しやすい運行経路や運行時間などの見直しを検討し、バス交通の利便性の向上に努めます。

ウ バス停留所の上屋整備や自家用車から公共交通へ乗り換えるためのパークアンドライド用駐車場の確保・整備等、公共交通の利用環境整備を積極的に推進します。

エ 公共交通の利用促進及び自動車から公共交通への利用転換を図るため、個人や職場組織などに対し、ノーマイカーデーなどの環境や健康に配慮した交通手段へ自発的な転換を促す意識啓発活動を推進します。

#### ② 生活交通の維持・確保 [㊦交通政策課]

自動車を運転しない市民の交通手段を確保するため、収益性の低い路線バスにつ

いては適切な財政支援を行い維持します。また、公共交通の通っていない空白地域においては、地域のNPOや住民が主体となった生活交通の検討や運営に対して、適切な支援を行います。

**③ 交通結節点等の機能強化 [交通政策課]**

鉄道駅や主要なバス停留所等の交通結節点においては、自動車駐車場や自転車駐車場の整備・確保を行い、公共交通への乗換え利便性の向上を図るとともに、徒歩や自転車による移動環境の改善を図ります。

**(5) 総合的な駐車対策の推進**

**① きめ細やかな駐車規制の推進 [警察]**

地域住民の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性にも配慮し、地域の交通実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進します。

**② 駐輪場の整備 [交通政策課]**

駅周辺において駐輪場を整備し、放置自転車を解消し安全で快適な歩行空間を確保します。また、駐輪場整備による交通結節点機能の向上により、公共交通機関の利用促進を図ります。



## 2 交通安全思想の普及啓発

### (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ① 交通安全運動の推進 [警察、㊦市民活動推進課]

交通安全運動は、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動を中心として、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進し、積極的な参加を呼びかけます。

#### ② シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底 [警察、㊦市民活動推進課]

シートベルト及びチャイルドシート着用の重要性や正しい着用方法について、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や指導の徹底を図ります。併せて、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の推進を図ります。

また、保育園や幼稚園、認定こども園、子育ての駅等においてチャイルドシート取付け講習会を行うなど、保護者に対する指導・広報を強化します。

#### ③ 自転車の安全利用の推進 [警察、㊦市民活動推進課]

##### ア 自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の推進

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発活動や、参加・体験・実践型による交通安全教育を行い、交通ルールの周知徹底を推進します。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して周りの音が聞こえない状態での乗車の危険性についての周知・徹底を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて交通事故を防止するため、灯火の徹底と自転車の側面等への夜光反射材用品の取付けを促進します。

##### イ 自転車点検整備、損害賠償責任保険等の加入促進

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることから、交通に参加する者としての十分な自覚・責任意識の啓発を図るとともに、損害賠償責任保険等への加入を促進するほか、点検整備を受けることで障害及び賠償責任保険が付加されるTSマーク制度についても普及を図ります。

##### ウ 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について周知し、着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対してもヘルメット着用を促進します。

#### ④ 夜光反射材用品等の普及促進 [警察、㊦市民活動推進課]

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる夜光反射材用品や自発光式ライト等について積極的な広報啓発を推進するとともに、夜光反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

#### ⑤ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 [警察、㊦市民活動推進課]

##### ア 交通安全運動での取り組みの推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶について呼びかけるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、飲酒運転の危険性について理解を深めさせます。

#### イ 広報・普及活動の強化

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用し、家庭、学校や職場、地域等と一体となった広報キャンペーンを実施することで、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図ります。

また、ハンドルキーパー運動や自動車運転代行の活用等について普及啓発に努めます。

#### ⑥ 危険ドラッグ対策の推進 [警察、㊦市民活動推進課]

危険ドラッグの使用による運転は、死亡事故やひき逃げ事故などの重大事故を引き起こす要因となることから、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

### (2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーを身に付けるために、生涯にわたる学習を促進していくことが重要です。

#### ① 幼児に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課・保育課・子ども家庭課]

幼児教育の指導者を対象とした研修会の開催や、幼稚園・保育園等で行われる交通安全教育、幼児の保護者に対する講習会等の支援を行うとともに、交通安全の基本的なルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させ日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識について、教材等を有効に活用し幼児に分かりやすく指導します。

また、子育ての駅等で行われる遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導の実施を促進します。

#### ② 小学生に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課・学校教育課]

小学校において行われる交通安全教育、児童の保護者に対する講習会等の支援を行うとともに、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ道路交通における危険を予測し、これを回避し安全に通行する意識及び能力を高めるため、実技指導等を含む実践的な指導を行います。

また、関係機関・団体は、小学校で行われる自転車交通安全教室等の交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

#### ③ 中学生に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課・学校教育課]

中学校において行われる交通安全教育の支援を行い、交通安全に必要な事項、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようにするため、自転車教室等の実技指導等を含む実践的な指導を行います。

また、関係機関・団体は、中学校で行われる交通安全教育の支援を行うとともに、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

#### ④ 高校生に対する交通安全教育 [警察、㊦教育庁、㊦市民活動推進課]

高等学校において行われる交通安全教育の支援を行い、日常生活における交通安全に必要な事項、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できるような健全な社会人を育成するため、実技指導を含む実践的な交通安全教育を行います。

また、関係機関・団体は、高等学校で行われる交通安全教育の支援を行うとともに、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

#### ⑤ 成人に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課]

##### ア 運転者教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、各種の運転者教育(講習)を推進するとともにその内容の充実に努めます。

##### イ 免許取得時における運転者教育等の実施

自動車教習所における教習等において、危険な道路環境、交通状況に適応した運転及び交通事故発生時の応急救護ができるよう免許取得時教育の充実に図ります。

また、試験合格者に対しても、交通事故の発生状況、事故事例及び初心運転者期間制度に関する教育を実施します。

##### ウ 運転免許取得後における運転者教育の実施

運転免許取得後の教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能の向上を基本とし、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標に実施します。

#### ⑥ 高齢者に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課]

##### ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動(道路横断、危険回避のための安全確認等)に及ぼす影響等について、高齢者自身から理解を深めてもらうため、歩行環境シミュレータ等の交通安全教育資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図ります。

また、歩行が困難な高齢者の社会参加手段として、電動車いす(シニアカー含む)がありますが、操作の誤り等により重大な交通事故につながる恐れがあることから、電動車いす(シニアカー含む)の利用者に対して、安全利用、マナー向上のための交通安全教育を推進します。

##### イ 夜光反射材の普及促進

夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が夜光反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要ですが、特に、高齢者

が夕暮れ時から夜間にかけて道路を横断中に交通事故にあうケースが多いことから、交通安全協会等関係機関・団体と連携し夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型交通安全教育により、夜光反射材の自発的な活用の促進に取り組みます。

#### ウ 高齢運転者対策の充実

免許更新時の高齢者講習について、講習を受けやすい環境づくりを推進するとともに、講習受講者に対し、身体機能検査の結果を踏まえ、身体機能や運転能力の変化について自覚してもらうなど高齢者講習の充実を図ります。

また、認知症の疑いのある運転者を適切に把握するため、高齢運転者に対する運転適性検査の強化を図ります。

#### エ 高齢運転者に対する運転免許の返納促進

高齢者が加害者となる交通事故を未然に防止するため、運転免許の自主返納を促進するとともに、自主返納者に対する支援事業について周知を図ります。

### ⑦ 身体障害者に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課]

交通安全のために必要な技能と知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の部位と程度に応じたきめ細やかな交通安全教育を行います。

### ⑧ 外国人に対する交通安全教育 [警察、㊦市民活動推進課]

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り、視聴覚教材の貸出し等を通じて効果的な交通安全教育に努めます。また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

## (3) 地域社会における交通安全意識の高揚

### ① 市民ぐるみの交通安全運動の推進 [警察、㊦市民活動推進課]

市民ぐるみの交通安全運動を推進するため、交通安全協議会を設立してその取り組みを行ってきましたが、市町村合併により広域化したことから、各地域における交通安全関係団体を整備するとともに、全市的な統一した体制を確立するための調整を図ります。

また、地域の交通安全について市民自らが企画参画するとともに、市及び関係機関・団体と地域が協働し、一体となった効率的かつ効果的な交通安全活動の推進を図ります。

### ② セーフティーリーダーなどの育成と活動の支援 [㊦市民活動推進課]

地域における交通安全教育や交通安全思想の普及・啓発活動を推進するため、セーフティーリーダー等の交通安全ボランティアの育成を行うとともに、交通安全街頭指導や交通安全教室開催等の自主的な交通安全活動を促進するため、研修会の開催や交通安全教材の貸出しなどを行い、活動を支援します。

### ③ 子どもの安全確保を図る体制の充実 [㊦市民活動推進課・学校教育課]

登下校時の通学路及び校区における児童生徒の安全確保のため、地域住民で組織するパトロール団体による交通安全指導等の活動を促進し、関係機関と連携しながらその活動をより充実させるよう支援します。

### 3 安全運転の確保

#### (1) 運転者教育等の充実

##### ① 運転者教育の充実 [警察]

###### ア 運転者教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、各種の運転者教育(講習)を推進するとともに、その内容の充実に努めます。

###### イ 安全速度の励行と定着化

「安全速度」とは、「規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行すること」であり、これについて、正しい理解と定着化を図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努めます。

###### ウ 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案した教習内容及び教習技法の充実と教習指導員等の資質を高め、更なる教習水準の向上に努めます。

###### エ 免許取得時講習の充実

自動車教習所における教習等において、危険な道路環境、交通状況に適応した運転及び交通事故発生時の応急救護ができるよう免許取得時教育の充実を図ります。

###### オ 運転免許更新時講習の充実

更新時講習、高齢者講習は、受講者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習設備の充実を図るほか、講習指導員の資質の向上と講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

###### カ 違反者等に対する運転者再教育の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習及び初心運転者講習の受講者に対する運転適性再教育が効果的に行われるように、講習設備の充実、講習指導員の資質の向上、講習資機材の高度化並びに講習内容、講習方法の充実に努めます。

###### キ 自動車教習所の指導監督の強化

自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、自動車教習所に対する指導員研修や立入検査を実施し、指導監督を強化します。

##### ② 高齢運転者対策の推進 [警察、㊦市民活動推進課、㊦交通政策課]

###### ア 高齢者講習の充実

免許更新時の高齢者講習について、講習の受けやすい環境づくりを推進します。講習予備検査に基づく高齢者講習については、検査結果に基づくきめ細やかな安全運転指導に努めます。

また、2回目以上の高齢者講習受講者には、前回の身体機能検査結果との比較を示し、自らの身体機能や運動能力の変化について自覚を促します。

#### イ 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いのある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の安全な運転に支障のある者については、認知症専門医等との連絡体制を確保し、臨時適性検査の確実な実施により、運転免許の取消し処分等の早期措置を行います。

#### ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

運転免許取得者の中で、70歳以上の高齢者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあることから、いわゆる高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発を図ります。

また、市民に対しこれら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識醸成の啓発に努めます。

#### エ 高齢運転者支援の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許を返納しやすい環境を整備するため、運転経歴証明書制度の周知、運転免許を自主返納した者に対する公共交通機関の割引等の支援措置の充実、持続可能な地域公共交通網の整備・拡充に努めます。

### ③ 二輪車安全運転対策の推進 [警察]

#### ア 免許取得時講習の充実

自動車教習所における教習等において、二輪車の運転に係る危険の予測、安全な運転に必要な技能及び知識等が身に付くよう取得時講習の充実を図ります。

#### イ 指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備

指定自動車教習所を地域の交通安全センターに位置付け、自動二輪車安全運転講習及び原付講習等の充実に努めます。

### ④ 悪質危険な運転者の早期排除等 [警察]

運転者の知識、技能の欠落による道路交通上の危険を防止するため、行政処分制度を適正かつ効果的に運用し、道路上から悪質危険な運転者の早期排除を図るとともに、違反者講習、停止処分者講習等各種講習の充実を図り、悪質危険な運転者の再教育に努めます。

また、適性試験や運転免許証の更新時における適性検査を厳格に行い、危険運転者の確実かつ早期排除を図ります。

### ⑤ 安全運転管理の充実 [警察]

安全運転管理者等に対する講習を通じ、交通事故の実態や交通法規の改正内容等の情報を提供し、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内においてシートベルト着用の徹底を始めとする安全運転管理が適切に行われるよう指導します。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

## (2) 道路交通に関する情報の充実

### ① 道路交通情報の充実 [警察、北陸地方整備局、●長岡地域振興局、Ⓧ土木部]

道路利用者の多様なニーズにこたえるため、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供し、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、新たな情報技術を活用しながら、道路標識、交通情報板など既存の情報収集・提供体制の充実を図ります。

② 気象情報などの充実 [新潟地方気象台]

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、強風、霧、地震等の自然現象に対して、正確な情報収集を行い、関係機関、道路利用者などが安全な措置をとれるよう、必要な情報を迅速かつ正確に発表して、道路交通の混乱の防止・軽減に努めます。

③ 災害発生時における情報提供の充実

[警察、北陸地方整備局、㊦長岡地域振興局、㊧土木部]

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧計画の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者への道路交通情報の提供等のために、道路交通に関する情報提供装置・通信施設等の整備を推進するとともに、インターネットなど情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する情報提供などを推進します。

## 4 道路交通秩序の維持

### (1) 交通の指導取締りの強化

#### ① 交通事故防止に重点を置いた交通違反取締りの強化等 [警察]

##### ア 事故発生状況等に対応した効果的な交通指導取締りの推進

交通事故発生状況や道路交通環境等を分析し、飲酒運転、高速暴走運転及び交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や放置駐車違反等の迷惑性の高い違反を重点に交通指導取締りを効果的に推進するとともに、夕方から夜間における交通指導取締りの一層の強化を図ります。

##### イ 街頭活動等の強化

歩行者・自転車利用者に対する保護誘導活動や街頭指導を積極的に行うとともに、特に、子ども、高齢者等の保護の観点に立った指導取締りを推進します。

また、交通事故の多発する時間帯において、パトカーや警察官による街頭監視活動を強化し、車両や歩行者に対する指導取締りを推進します。

##### ウ 自転車利用者に対する指導取締りの強化

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対し積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

##### エ 交通指導取締り体制の確立

交通警察官、交通巡視員及び地域警察官の連携による交通指導取締り体制の確立を図り、警察の総合力を発揮した交通指導取締りに努めます。

##### オ 道路交通関係法令違反の取締り強化

道路運送車両法違反、道路運送法違反等の各種道路交通関係法令違反について、積極的な指導取締りを実施します。

##### カ 背後責任の追及

飲酒運転・無免許運転・速度違反・過積載・過労運転違反及びこれらに起因する交通事故事件について、背後責任や使用者等の下命、容認に係る責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行います。

また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。

#### ② 飲酒運転対策の強化の促進 [警察]

##### ア 交通指導取締りの強化

飲酒運転根絶のための積極的な取締りを推進するとともに、飲酒運転周辺者三罪（車両等提供罪・酒類提供罪・同乗罪）を中心とした背後責任の事件捜査強化を図ります。

##### イ 常習飲酒運転者対策

飲酒運転の再犯防止のための飲酒運転前歴者の取消処分者講習及び飲酒学級の充実を図ります。



### ③ 暴走車両対策の強化 [警察、㊦市民活動推進課]

#### ア 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族に対しては、装備資機材の導入及び効果的な活用を図り、改正道路交通法の共同危険行為等の禁止規定をはじめ、あらゆる法令を適用して検挙を徹底します。

#### イ 暴走族追放気運の高揚

暴走族の追放を図るためには、警察の徹底した取り締まりと相まって、暴走行為を許さない世論の形成が不可欠であることから、交通安全運動等市民が参加するあらゆる機会を捉えて広報活動を推進し、暴走族追放気運の醸成を図ります。

#### ウ 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族等が集まる場所として利用させないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない交通環境の整備を図ります。

## (2) 駐車秩序の確立

### ① 駐車規制の見直し [警察]

新たな違法駐車対策法制により、従来以上に悪質で危険性、迷惑性の高い違反に取締りの重点を指向する必要があることから、駐車実態や地域住民の意見・要望を踏まえた駐車規制の見直しを実施します。

### ② 新たな違法駐車対策法制による対策の推進 [警察]

ア 確認事務の民間委託により違法駐車の手続きを行う執行力を確保し、違法駐車の手続きを強化します。そのため、従来以上に悪質・危険性、迷惑性の高い違反に取締りの重点を指向する必要があることから、地域住民の意見・要望等を踏まえて重点的に放置車両の確認等を実施する場所、時間帯等を定めたガイドラインを策定、公表することとし、当該ガイドラインに沿った取締りを推進します。

イ 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及します。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底します。

## (3) 交通規制の推進

### ① 地域の特性に応じた交通規制 [警察]

幹線道路では、交通流の整序化を図るための交通規制を、また、生活道路では歩行者や自転車利用者の安全確保のための交通規制を、それぞれ主眼において必要により交通規制を実施します。

### ② 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 [警察]

安全で機能的な都市交通を確保するため、交通規制や交通管制システム等により交通流・量の分散・誘導を図るとともに、より交通実態に適合する交通規制の点検及び見直しを実施します。また、大量公共交通機関である路線バスの定時制の確保を図るため関係機関や事業者等と連携を図り、必要により信号制御の見直しやバス

レーンの指定等の交通規制を実施します。

③ より合理的な交通規制〔警察〕

より合理的な交通規制を図るため、規制実施後における道路交通の変化を踏まえて交通規制の点検・見直しを行い、より交通実態に適合した交通規制を実施します。

## 5 救助・救急体制の整備

### (1) 救助・救急体制の整備

#### ① 大規模事故発生時の集団救助救急体制の整備 [㊟消防本部]

大規模道路交通事故など多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救急医療機関、消防機関等の連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT）との連携等、集団救助救急体制を推進します。

#### ② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 [㊟消防本部]

現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、応急手当講習等の機会を通じて、普及啓発活動を推進します。

#### ③ プレホスピタルケアの充実 [㊟消防本部]

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行う救命処置を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保する「メディカルコントロール体制」の充実を図ります。

#### ④ 資機材の整備・高度化 [㊟消防本部]

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

#### ⑤ 高速自動車道における救急業務実施体制の整備 [東日本高速道路、㊟消防本部]

高速道路における救急業務については、長岡市と東日本高速道路㈱による覚書及び沿線市町間の相互応援協定に基づき実施し、関係機関で連携・協力して、適切かつ効果的な人命救護を行います。

### (2) 救急医療体制の整備 [㊟健康課]

平日夜間及び休日の診療体制について、医師会、歯科医師会など関係団体と連携しながら、休日・夜間急患診療所、中越こども急患センター、二次病院、在宅当番医などの体制の充実を図るとともに、市民が受診しやすい環境の整備を図ります。

### (3) 鉄道の救助・救急体制の整備 [警察、東日本旅客鉄道、㊟消防本部]

鉄道の重大事故などの発生時に、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、警察等の関係機関との連携協調体制の強化を図り、災害現場における協力活動体制の整備を推進します。

## 6 交通事故被害者の救済対策

### (1) 交通災害共済事業の推進 [㊦市民活動推進課]

交通事故被害者の相互救済のため、新潟県市町村総合事務組合が実施する交通災害共済制度の普及に努め、市民の加入を促進します。

### (2) 交通事故相談所の活用 [㊦市民活動推進課・市民窓口サービス課]

交通事故による被害者、その家族や遺族の精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、広報紙やホームページ等の活用により、新潟県交通事故相談所の周知を図ります。

また、交通事故の被害者やその家族の救済を図るため、損害賠償などの諸問題について相談に応じ、必要に応じて関係機関へのあっせんを行います。

### (3) 交通遺児対策の充実 [㊦市民活動推進課]

保護者が交通事故により、死亡又は重度の障害状態となったことにより、親権者、未成年後見人及びその他の者に養育されている遺児に対し図書カードを交付し、健全な育成への支援を図ります。

また、新潟県交通遺児基金による奨学金や激励事業について周知を図ります。

### (4) 自転車の損害賠償保険等の加入促進 [㊦市民活動推進課]

近年、自転車が加害者になる事故において高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るため、損害賠償保険等への加入を促進します。

## 7 踏切道における交通の安全

### (1) 踏切道における事故防止対策及び交通規制の実施

[警察、東日本旅客鉄道、㊦交通政策課]

踏切道上での事故は死傷事故につながる可能性が高いことから、鉄道管理者と相互連携を図り、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切道における安全で快適な自転車・歩行者空間の整備を進めます。

また、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報機、警報灯全方位化、大口径しゃ断竿等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を推進します。

交通規制に関しては、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況などを勘案し、必要な交通規制を実施するとともに、道路標識の大型化・高輝度化等による視認性の向上を進めます。

### (2) 踏切道の交通安全啓発活動 [東日本旅客鉄道]

踏切事故は、通行者・車の警報無視等に起因する機会が多いことから、鉄道事業者は、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタン操作などの緊急措置の周知を図ることを目的とした踏切安全啓発活動を推進します。

また、警報機やしゃ断機のない踏切道が近くにある小学校や町内会等に対しては、通行に際しての注意事項説明に努めます。



# 参 考 資 料

- 交通安全対策基本法（抄）
- 長岡市交通安全条例
- 長岡市交通安全対策会議条例
- 長岡市交通安全対策会議運営規程





## 交通安全対策基本法（抄）

（昭和 45 年 6 月 1 日  
法律 第 110 号）

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かななければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画(以下「市町村交通安全実施計画」という。)を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第 1 項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第 4 項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第 2 項及び第 5 項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

## ○長岡市交通安全条例

平成12年2月25日

条例第1号

(目的)

**第1条** この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の趣旨に基づき、交通の安全の確保に関し、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、交通の安全の確保を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

**第2条** 市は、交通の安全の確保に関し総合的かつ体系的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

**第3条** 市民は、日常生活において自ら交通の安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通の安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動に当たり、従業員に対する交通安全教育を実施する等交通事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

**第5条** 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、第3条に定める市民の責務に準じ、交通の安全の確保に努めるものとする。

(推進体制の充実等)

**第6条** 市は、交通の安全の確保に関する施策を円滑に実施するため、その推進体制の充実を図るとともに、関係機関及び関係団体との緊密な連携に努めるものとする。

(交通安全教育の推進等)

**第7条** 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の交通の安全に関する意識の向上を図り、市民等による自主的な交通の安全の確保に関する活動を促進するため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民等に対し、交通の安全に関し必要な情報を適切に提供しなければならない。

(良好な道路交通環境の整備)

**第8条** 市は、良好な道路交通環境を確保するため、市の管理する道路の新設及び改良並びに交通安全施設の整備を促進するよう努めなければならない。

2 市長は、市の管理する道路以外の道路について特に交通安全対策を講ずる必要があると認めるときは、当該道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通渋滞の緩和)

**第9条** 市は、市民及び事業者の公共交通機関の利用の促進等を図ることにより、道路の交通渋滞を緩和し、交通の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

**第 10 条** 市は、交通の安全の確保に関する施策の推進に当たっては、高齢者、障害者、児童等にとって安全な道路交通環境が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 市民等は、その日常生活又は事業活動において、高齢者、障害者、児童等の交通の安全に特に配慮するものとする。

(関係団体に対する助成等)

**第 11 条** 市は、交通の安全の確保に関する活動をすることを目的に組織された団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

**第 12 条** この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## ○長岡市交通安全対策会議条例

昭和 46 年 6 月 23 日

条例第 23 号

(設置)

**第 1 条** 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、長岡市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長岡市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

**第 3 条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 27 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
  - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にあるもの
  - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
  - (4) 本市の職員で市長が定める職にあるもの
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
- 6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

**第 4 条** 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、鉄道その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 62 年 3 月 24 日条例第 33 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 3 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 12 月 28 日条例第 260 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 22 年 3 月 30 日条例第 59 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

## ○長岡市交通安全対策会議運営規程

昭和46年7月8日  
交通安全対策会議告示第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡市交通安全対策会議条例(昭和46年長岡市条例第23号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長岡市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第2条** 会議は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職を代理させることができる。

(幹事)

**第3条** 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について委員を補佐する。

4 前条第6項の規定は、幹事について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは、「幹事」とする。

(幹事会)

**第4条** 会長は、必要の都度、幹事会を開催させ、事務を処理させることができる。

2 幹事会は、長岡市市民部長が招集し、議長となる。

(異動等の報告)

**第5条** 委員及び幹事は、条例第3条第5項各号及び第3条第2項の職を離れ、又は失ったときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

**第6条** 会議の庶務は、長岡市市民部市民活動推進課において処理する。

**附 則**

この規程は、昭和46年7月15日から施行する。

**附 則**(昭和50年6月2日対策会議告示第1号)

この規程は、公表の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

**附 則**(昭和53年11月28日対策会議告示第1号)

この規程は、昭和53年12月1日から施行する。

**附 則**(昭和54年6月1日対策会議告示第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市交通安全対策会議運営規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行の日前においてなされた手続等については、それぞれ改正後の規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

**附 則**(昭和 58 年 4 月 25 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の長岡市交通安全対策会議運営規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(昭和 62 年 3 月 26 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 7 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 8 年 2 月 29 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 10 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 8 月 4 日対策会議告示第 2 号)

この規程は、公表の日から施行する。

**附 則**(平成 19 年 3 月 7 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年 6 月 25 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、公表の日から施行する。

## 第10次長岡市交通安全計画

平成29年3月発行

編集発行 長岡市市民部市民活動推進課

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

TEL 0258-39-2206 (直通)

FAX 0258-39-2258